

老人ホームにおける費用負担の在り方

一九八七年七月三〇日全社協老人福祉施設協議会費用負担検討小委員会報告

はじめに

高齢社会にむかつて老人ホームの果たす役割への期待は日に日に強まってきた。要介護老人や痴呆性老人の入所者処遇はもとより、地域福祉の拠点として、在宅福祉のためのショートステイやデイサービス事業等を通じて、地域社会の老人世帯との結びつきも強まってきた。こうした傾向のなかで老人ホームのは、かつてのように一部の低所得者中心の施設にとどまらず、地域社会の住民のための利用施設として変貌しつつあるといつていいだろう。

ところが、現行の老人ホームの手続きや費用負担等の制度は、こうした変化に十分対応するものにはなっておらず、今日様々な見直しの必要に迫られている。特に老人保健施設の制度化に伴い、費用負担問題の見直しの必要は一層加速された。

そこで、本小委員会は費用負担における公的負担と利用者負担の在り方、扶養義務者問題を中心に検討を行い、以下の結論を得たので報告する。

・老人ホームにおける経費の性格と費用負担原則

1. 老人ホームにおける費用負担は、現在本人が一定限度額まで応能負担を行い残余について扶養義務者が、これまた応能負担を行うというもので、制度上利用者（本人、扶養義務者）に能力があれば全額負担をするという仕組みになっている。

現状をみると、利用者負担の平均はまだ低位にあるものの、年々高額

負担する者が増える傾向にある。そのなかで家庭での介護が明らかに困難となり、老人ホームでケアすることの方が適当と判断される場合にも、費用負担が高額なため、老人ホームを利用しなかったり、退所するといったケースが起こることが予想される。この場合、老人にとって必要なケアが的確に確保されないことになる。

また、同じ利用者のなかで同一のサービスが提供されるにも関わらず極端な負担格差が生じ、今後において、かなり不満が拡大すると考えられる。

2. 一方、このたび制度化された老人保健施設は、大方の予想では、実態として老人ホームの利用者との明確な区分をすることは困難で、ほぼ同一の対象になるだろうといわれている。この老人保健施設が昭和七十五年産までに、計画では二六〇三〇万床整備される見通しである。老人保健施設の場合には、老人保健財源から定額の療養費が支給され生活費五万円程度が利用者負担になるだろうといわれている。

そこで、ほぼ同一の対象であるにも関わらず非常に大きい負担格差が生じることになる。老人保健施設を利用すれば、医療・看護・介護等に関わる費用は全額医療保険負担と公費による負担であるが、老人ホームを利用すると看護・介護等に関わる費用は応能負担で、能力のある者は

全額自己負担しなければならない。

3. そこで、これらの矛盾を解決するためには、老人ホームにおける経費の性格を改めて見直してみる必要がある。

第一に、生活費については、利用者負担の原則は在宅とのバランスにおいても当然のことである。この原則にたつて、負担できない者に対しては、公的助成・保護が行われるべきであることはいうまでもない。

第二に、老人ホームは「生活の場」としての機能とともに、「専門的介護」の機能をもっている。後者については、その全てが私的扶養・責任にゆだねられるということではなく、社会的扶養の領域、責任として捉え直す必要がある。そこで、現行措置費に含まれている事務費分については、老人ホームにおいても当然、国民の相互扶助の原理にたつて、公共サービスとして一定率の公費負担があるべきであり、残余を利用者が負担するという考え方に改められるべきである。

第三に、医療費については、現行措置費分および医療費請求分を含め一般財源なり、医療保険によつてまかなわれるべきである。

4. 以上の考え方にたてば、長期的な費用負担の在り方の整理としては、老人ホームにおいても「生活費の全額+事務費の一部負担。負担できない者に対する公費助成または保護」といった在り方にすべきである。こうした方向で検討を行い、結論が出るまでの間は、少なくとも本人負担の上限額を凍結する必要がある。

費用負担者の範囲

1. 老人ホームにおける費用負担者の在り方については、基本的な意見として、本人負担のみとし扶養義務者負担はなくすべきであるとする強い意見がある。その根拠として、扶養義務者の大部分が今日では自らの家計の維持で精一杯で負担になじまないとするものである。一方、こ

の件については、在宅介護者とのバランスや資産・遺留金の相続との関係、根本としての扶養義務の在り方とも関連して、慎重な検討を行う必要があるとする意見もある。

2. また、老人ホームにおいても老人保健施設同様に均一負担方式をベースにして、負担をするのが誰かまで行政が介入する必要がないとする意見もある。

3. 費用負担者の範囲については、以上のような基本的意見があるが、現状は、六十一年度から扶養義務者の範囲が同一福祉事務所管内に拡大され、負担が一層強化される傾向にある。一部においては老人と家族、あるいは扶養義務者間のトラブルなどもあり、なにより入所老人の心を痛めるところとなつており、解決を図る必要がある。

4. そこで、当面の改善の方向としては、扶養義務者の範囲を、「配偶者と同居の子供」にすることを提案する。また、長期的な改善の方向としては、の4の考え方に沿つて、原則として負担者の範囲を問わない方法が検討されるべきである。

〔費用負担検討小委員会委員名簿〕

委員長	林 昭夫	(富山/新川ヴィーラ)
委員	板山賢治	(日本社会事業大学教授)
"	小林良二	(東京都立大学助教授)
"	山中拓治	(茨城/ハウス・デア・ゼーレ)
"	石井岱三	(埼玉/名栗園)
"	鮎川英男	(東京都/白寿荘)
"	小国英夫	(京都/健光園)
"	熊谷恒男	(山口/光富士白苑)